

宗教法と犠牲者の葬送・追悼・慰霊

— 被災者の心のケアも含めて —

百地 章（日本大学）

はじめに

私に与えられたテーマは、「宗教法と犠牲者の葬送・追悼・慰霊 — 被災者の心のケアも含めて —」である。午前中、宗教界を代表して神社、仏教、キリスト教の方々から、東日本大震災におけるそれぞれの被災状況、震災発生後の対応、復旧復興に向けた取り組み、さらに今後の課題等について、大変興味深い感動的なお話を伺うことができた。

そこでこれを受けて、私からは犠牲者の葬送・追悼・慰霊等をめぐる様々な政教問題——具体的には、例えば、政教分離原則を理由に犠牲者の追悼式典が無宗教方式で行われたり、身元不明の犠牲者に対して宗教者が「読経ボランティア」を申し出たにもかかわらず断られたりといった問題についてどのように考えるべきか、検討を加えたいと思う。さらに企画委員からは、災害時において宗教が果たす役割についても光を当てよ、との難しい要望があった。果たしてこれにお応え出来るかどうか分からないが、以下、限られた時間内で若干の考察を加えたい。

1、これまでの事例より

まず、今回の東日本大震災における諸問題を取り扱う前に、過去における大災害の犠牲者と慰霊・追悼の問題を概観してみよう。このうち、関東大震災と函館大火犠牲者のための仏式法要は明治憲法下で始められたものであるが、現

行憲法下でも継続して行われている。しかし、これが政教分離違反であるとして争われたり、裁判になったりしたことはない。このような事実をどのように考え評価したら良いのか、併せて考えてみたいと思う。

(1) 関東大震災・大空襲の犠牲者と東京都慰霊堂

初めに、関東大震災と先の大戦末期の東京大空襲の犠牲者を、今なお仏式法要によって慰霊している東京都慰霊堂のケースを紹介する¹⁾。

東京都墨田区横綱町公園の一角に、仏式大伽藍の東京都慰霊堂がある。この慰霊堂は、現在、東京都が所有しており、その管理は、昭和20年9月に設立された財団法人「東京都慰霊協会」に委託されている。

この慰霊堂が建設された経緯は以下の通りである。

大正12年9月1日の関東大震災における犠牲者は10万5千人余にのぼったが、そのうち5万8千人の遺骨を納める慰霊堂が、官民有志多数の協力と浄財とによって建設された。総面積は1413平方メートル、総鉄骨鉄筋コンクリート造りの大伽藍で、昭和2年に着工、3年後の昭和5年9月1日、大震災8回忌の当日に完成した。そして「震災記念堂」と命名された。

その後、さらに昭和20年3月9日、10日の東京大空襲の犠牲者ら総計10万5千人も併せて祀られることになり、名称も昭和26年9月に「東京都慰霊堂」と改称された。

慰霊堂の祭壇内には、両遭難者の霊位牌が祀られ、祭壇奥の納骨堂には、引き取り手のない遺骨が奉安されている。

「都内戦災殉難者・大正震災遭難者慰霊大法要」は毎年3月10日と9月1日に営まれているが、法要は東京五山（護国寺、増上寺、浅草寺、寛永寺、本門寺）の住職が輪番で大道師を勤めている。そしてこの仏式の慰霊法要には、皇族方や東京都知事、都議会議長らが参列して追悼の辞を述べ焼香するが、式典には東京都職員が公務として関与している。

(2) 函館大火殉難者の仏式慰霊法要

次に、北海道函館市で行われている函館大火殉難者の仏式慰霊法要について

紹介する²⁾。

昭和9年3月21日の函館大火によって、市街地の約3分の1が焼き尽くされ、2054人が犠牲となった。この大火殉難者を慰霊するため、函館市が全国からの義捐金をもとに建立したのが、函館大火慰霊堂である。火災の半年後には、木造の仮慰霊堂が建てられ、釈迦如来と阿弥陀如来が安置された。そして、引き取り手のない無縁仏662体が収納されたわけである。

翌昭和10年3月には函館市主催の第1回慰霊祭が行われ、以後、毎年仏式の慰霊祭が営まれてきた。

現在の仏式慰霊堂は昭和56年に竣工、仏像などは法要の時以外は別室に収容され、建物は「青少年ホール」として使用されている。この慰霊堂は現在函館市が所有し、維持管理しているが、毎年の慰霊法要では函館市仏教会加盟寺院の輪番で読経法要が行われており、市の福祉部長や消防署長らが参列している。この仏式の慰霊法要に対しても、反対の声は上がっておらず、政教訴訟も起こっていない。

2、東日本大震災と犠牲者の葬送・追悼・慰霊

(1) 各宗教団体の取組み

各宗教団体における犠牲者の葬送・追悼・慰霊については、午前中の報告の中でも触れられているので、ここでは神社・仏教・キリスト教による合同の追悼・慰霊祭について紹介する。

震災から1か月後の平成23年4月11日、鎌倉市の鶴岡八幡宮において、「東日本大震災 追善供養・復興祈願祭」が行われた。この祈願祭は、鎌倉時代に社寺がまとまって祈願を行った歴史に倣い、同八幡宮と鎌倉市仏教会・キリスト教諸教会が合同で追悼・供養ならびに被災地復興の祈願を込めて斎行したものである。

雅楽が奏せられる中を、神職・僧侶・牧師・神父らが参道を進んで祭場となった舞殿に至り、舞殿では神職が大祓詞を奏上、僧侶が読経し、牧師・神父らが祈祷するというように、それぞれの宗教の形式にしたがって鎮魂の祈りが捧げられ、主催者が祈願文を奉読した。さらに海が穏やかになることを願って

巫女が「浦安の舞」を奉納し、舞殿前に設けられた焼香台では、境内を訪れた一般の人たちの焼香する姿も見受けられた³⁾。

同じ日に、遙か海の彼方のアメリカ・ワシントン DCにあるナショナル大聖堂（正式には「聖ペテロ・聖パウロ大聖堂」）において、同様の趣旨で死者の追悼と被災地の復興を祈願するミサが行われた。琴の音が響く中で、大聖堂のサミュエル・ロイド主席司祭が祈祷の言葉を述べ、被災地である岩手県出身・宮沢賢治の詩「雨ニモマケズ」が英文で朗読され、ワシントン近郊在住のソプラノ歌手・嶋田貴美子氏が「さくらさくら」を独唱するといった心の籠った内容だったようである。このミサにはカート・キャンベル米国防務次官補も出席、藤崎一郎駐米大使は日本を代表して感謝の意を表している⁴⁾。

(2) 震災犠牲者の葬送・追悼・慰霊をめぐる行政の混乱

① 仏式の慰霊祭等を実施した自治体

次に、犠牲者の葬送・追悼・慰霊と行政とのかかわりであるが、自治体の中には協力的なところと、政教分離等を理由に宗教関係者の関与を拒む自治体とがあった。

これは、『寺門興隆』誌等に紹介されていたものであるが、初めに、協力的だった自治体の例を挙げる⁵⁾。

宮城県多賀城市では、犠牲者の遺体を火葬後、遺体を市内臨濟宗の寺院に安置しているし、慰霊祭もお寺で実施し、市の職員が参列している。また、塩竈市では、無宗教で献花方式の合同慰霊祭が行われたが、それ以外に、身元不明の遺体を火葬後、霊園に安置する際には仏式法要が営まれている。実は、塩竈市では、以前から海に身元不明の遺体が打ち上げられた時は、僧侶に供養をお願いしているとのことである。また、南三陸町でも、寺院で犠牲者のための供養がなされている⁶⁾。

また、別の論文によれば、「浄土真宗本願寺派東北教区災害ボランティアセンター」が福島県南相馬市で、身元不明者の遺体や何らかの事情で引き取られず安置所に置かれたままになっていた遺体の供養のため読経ボランティア活動を行っているし、宮城県と岩手県では、10数か所の遺体・遺骨安置所等を訪問

し読経したところ、警察・消防・市町村職員ら担当者から歓迎されたり、これまで受けたことの無いような深い感謝を受けた…などといった例もある⁷⁾。

②厳格な政教分離を貫き、仏式供養等の宗教儀式を排除した自治体

仙台市では、身元不明の遺体、遺骨に対する仏教会からの供養の申し出（読経ボランティア）を断っている。この点について、伊勢新聞は次のように報じている。

「4月上旬、仙台市青葉区の市営葛岡墓園。身元不明の24人の遺骨が、プレハブの建物の中にひっそりと置かれた。見届けたのは市職員ら12人だけ。お経も、祈りの言葉もない。仏教会から読経の申し入れがあったが、市側は政教分離を理由に「市職員と宗教者が同席することはできない」と断った。せめてもと簡素な祭壇を設けて線香を上げたが、納骨堂は職員と遺族以外には解放していない。『仏教の概念だから』と49日の合同法要も見送った。いずれ、市として独自の催しを行う予定だ」と⁸⁾。

仙台市が、厳格な政教分離を貫いた理由は、市の生活衛生課長の話によれば、以下のとおりである。すなわち、第1に「市が、特定の宗教・宗派と繋がっていると誤解を受けたくない」、第2に「もし仏式の葬儀をやった場合、感情を害する市民がいるかもしれない」、第3に、「身元不明者の生前の信仰が分からない以上、特定の宗教儀礼を行うべきでない」と。市がこのような態度をとった背景には、かつて、ある宗教団体から政教分離問題で強い抗議があり、市の職員も悩んだが、結局、厳格な政教分離を行うことになった…。このような理由もあったようである⁹⁾。

このような理由づけに対する疑問や問題点については、章を改めてやや詳しく考察したいと思うが、生活課長の発言について一言だけ感想を述べておこう。

まず、単に「誤解を避けるため」というだけで読経のボランティアまで断ったとのことだが、やはりこれは本末転倒であろう。その課長は「死者への思い、死者の供養」よりも「政教分離」を優先したわけであるあるが、これは筋違いである。それに有償ならともかく、ボランティアの「読経」まで断ると

は、理解しがたい。

次に、「一人でも感情を害する人がいたらできない？」とのことであるが、そのようなことを言い出したら何もできないであろう。この発言を聞いて思い出したのは、小泉首相の靖国神社参拝をめぐる原告らの主張である。いわく、首相の参拝は原告らの「宗教的人格権」の侵害であると。しかし、一連の裁判では、周知のとおり、いずれも「宗教的人格権」など認めず、原告らのそれは、単なる「不快感」や「不満の念」にとどまると判示した。したがって、生活課長の言い訳は疑問である。

さらに、「もし生前の信仰が分からなかったら、仏式供養もできない」などと言い出せば、政教分離国アメリカの「無名戦士の墓」はどうなるであろうか。「無名戦士の墓」には、文字通り誰と特定できない無名つまり身元不明の戦死者が埋葬されている。勿論、信仰も分らない。しかしながら、アメリカでは当然のこととして、キリスト教式で追悼しており、誰も問題にしていないではないか。

因みに、仙台市が政教分離を理由に「読経ボランティア」を断ったという話は、いくつかの新聞、雑誌、さらには論文等でも見かけた。しかし、別の論文では、逆の例もあげられているので、ここで紹介しておく¹⁰⁾。

それは、「震災直後の混乱の中、旦那寺と連絡がとれない信者たちに宗教的な葬送を提供した活動で、火葬場などが活動拠点となったもの」である。その一例として、仙台仏教会は3月15日に仙台市担当者と火葬場での読経について協議し、17日に読経ボランティア活動を開始している。その際、宗教的トラブルを避けるためのマニュアルを作成し、宗派に応じて無償で読経し、この活動は4月27日まで続けられた。活動者は仙台仏教会の会員、つまり被災地および近隣の僧侶であった。

3、犠牲者の葬送・追悼・慰霊と政教分離

(1) 改めて「政教分離」の意味を問い直す

このように、犠牲者の葬送・追悼・慰霊を巡っては、憲法の「政教分離」との関係をめぐる、自治体によっては様々なトラブルがあったようであるが、

その原因の一つはそもそも「政教分離」とは一体何なのか、正しく理解されていなかったからではないか。またそもそも、「政教分離」は何のために行われるのか、その意味も考えないまま、「政教分離」が自己目的化し、「分離のための分離」が行われているところにも、混乱の原因があったと考えられる。

そこで、改めて、一体「政教分離」とは何なのか考えてみよう。

日本国憲法の政教分離について、わが国の学説はしばしばこれを「国家と宗教の分離」と解してきた。しかしながら、欧米諸国にあつては政教分離という場合、「国家と教会の分離 (Separation of Church and State)」といういい方が一般的である。つまり、政教分離とは国家と特定の教会 (宗教団体) が結びつくことを禁止するものであつて、「国家と宗教の分離」を意味しない。そしてわが国についても同様のことがいえる。

しかし、さらに言うならば、政教分離とはあくまで「国家」つまり「ステイト」と宗教団体との分離であつて、「共同体としての国家」つまり「ネイション」との分離を意味するものではない。ステイトの意味については、さまざまな解釈が可能であろうが、しかし、少なくとも政教分離という場合の「国家」つまり「ステイト」は「政府」ないし「権力機構としての国家」を指しており、「世俗的権力としての国家 (政府)」が特定の宗教団体と結びつくことを禁止するにとどまる。それゆえ、「共同体としての国家」つまり「ネイション」から宗教を排除するものではない。

それどころか、むしろ共同体としての国家にとっては、ルソーやベラーによって主張されたように、国民を統合し糾合していくために宗教が必要であつて、これが国民宗教とか公民宗教 (シビル・レリジョン) といわれるものである¹¹⁾。

たとえば、アメリカでは、政教分離国とはいうものの、「共同体としての国家」の存続のためにさまざまな宗教的慣行が今なお続けられている。それが大統領就任式における祈祷などの宗教的儀式や、連邦および各州議会におけるチャプレンの開会の祈祷、あるいはアーリントン墓地におけるユダヤ・キリスト教式の戦没者追悼式などであると考えられる。しかし、これに対しては政教分離違反などといった批判はほとんど聞かれない。ネブラスカ州において、公

費によって雇われたチャプレンが、議会の開会に当たって毎日祈禱を行う宗教的慣行の合憲性が争われたマーシュ事件でも、連邦最高裁はこれを合憲としている。その理由として、判決は「議会およびその他の審議機関が祈禱によって会期を始めることは、この国の歴史と伝統に深く根ざしている。(略)議会における祈禱の慣行は、国境樹立禁止および信教の自由の諸原理と共存している」と述べている¹²⁾。

このように、政教分離は「世俗的権力と特定の宗教団体との結合を禁止」するものであって、「共同体としての国家」から「宗教」を排除しようとするものではない。

とすれば、これを地方自治体のケースに置き換えた場合、憲法の政教分離は、県や市町村当局と特定宗教団体との結びつきを禁止する趣旨であって、「地域共同体」としての県や市町村から宗教そのものを排除するものではないと考えられる。それ故、市町村当局が政教分離を理由に「読経ボランティア」を断ったりしたのは、過剰反応というしかない。それに、そもそも葬送儀礼と宗教は切り離せないものであって、「市が、特定の宗教・宗派と繋がっているとの誤解を受けたくない」などの理由で、宗教色を一切排除しようとしたのは、明らかに政教分離に対する誤解に基づくといえよう。そして、このような誤解が生まれるのは、そもそも「政教分離とは何のために存するのか」考えたことがないからであろう。

(2) 「信教の自由」と「政教分離」の関係

次に、「政教分離」と「信教の自由」の関係であるが、政教分離はあくまで「信教の自由」を保障するための制度であって、分離そのものが目的ではない。つまり、信教の自由と政教分離は、端的に言えば「目的」と「手段」の関係にある。それ故、両者が衝突する場合には、政教分離が緩和されることもありうることは、拙著で述べているとおりである¹³⁾。ところが、わが国では、政教分離は厳格であればあるほど望ましいといった見解が有力であり、時として政教分離が信教の自由を保障するものであることを忘れたかのごとき、「分離のための分離」が主張されることがあった。その一つの例が、先に述べた震災地に

における行政の混乱であろう。彼らは、犠牲者や遺族の気持ちよりも、厳格な政教分離を貫くことを優先したわけである。しかしながら、このような風潮は「政教分離」の「自己目的化」さらには「物神化」をもたらし、ひいては宗教そのものの否定に行きつく恐れさえある。

(3) 望ましい犠牲者の葬送・追悼・慰霊と政教分離

①そこで、「望ましい犠牲者の葬送・追悼・慰霊」の在り方を考えるため、改めて「政教分離の内在的限界」という問題について考えてみたい¹⁴⁾。

信教の自由を保障ないし促進するために「政教分離の緩和」が認められる典型的な例は、刑務所等における教誨活動ではないだろうか。この点、身体的自由の奪われた受刑者の信仰を満たすためには、教誨の方法に頼らざるを得ない場合があること、また、受刑者の信仰の自由は、その拘禁目的上、必要最小限の制約のほかは認められなければならないことを理由に、政教分離の「内在的制約」に当たると説明する者もいる。

同様のことは、強制入院措置を受けている精神病患者などの場合にも、言うのであろう。また、国や自治体が当然主催すべき行事で、事柄の性質上ないしは伝統的にみて宗教と切り離せないようなもの、例えば国葬や公葬、あるいは国立大学医学部での献体供養祭などについても、政教分離の内在的限界ということが考えられないであろうか。というのは、このような場合、事柄の性質からいって、無理やり宗教との分離を図ることは、当事者の信教の自由を侵害することにもなりかねないからである。

したがって、このようなケースでは、特定宗教への援助や他の宗教に対する圧迫などが生じないことを条件に、政教分離の内在的限界として、宗教とのかかわりを憲法上容認しても良いのではないか。あるいは、昭和26年の貞明皇太后の御大葬の折、GHQ当局者が「葬儀と宗教は切り離せない」としていわゆる神道式の準国葬を認めたことになって、端的に、国公葬については政教分離の例外と考えることはできないであろうか。

この点、千葉県八街町仏式町民葬補助金訴訟において、最高裁は「遺族の信仰」に配慮し、仏式町民葬つまり準公葬ともいうべき仏式葬儀に公金を支出し

たことを合憲としている¹⁵⁾。また、東京都の所有する東京都慰霊堂において毎年春と秋に仏式法要が営まれ、皇族方や都知事、都議会議長らが参列して弔辞を述べたり、焼香をしても何ら政教分離違反などとはいわれていない事例や、函館大火慰霊堂における仏式法要の例も先に述べた。

したがって、今回の東日本大震災においても、故人や遺族の信仰等に配慮し、自治体内部で合意ができるような場合（ないしは特に住民の反対が見られないような場合）には、仏式や神式等の慰霊祭を行っても、憲法違反の問題は生じないと思われる。ただし、その場合にも、様々な配慮や工夫はあってしかるべきであろう。例えば、超宗派的な慰霊祭とする、具体的には、先に述べた「東日本大震災 追善供養 復興祈願祭」（鶴岡八幡宮）のような方式を採用、わが国の伝統的宗教風土を尊重し、神・仏・基の合同慰霊祭とする、といった方法である。また、それを受け入れがたい遺族に対しては、慰霊祭への参加を強制しない、等の配慮も当然、必要である。

また、少なくとも、自治体が遺族らの希望を尊重し、葬送に際して、僧侶らによる読経、その他の宗教儀式を受け入れたり、自治体自ら宗教的慰霊・追悼行事を行うことは、憲法上、全く問題はないはずである。

この点については、大石眞会員も憲法が禁止する『『宗教的活動』に当たるのは、宗教的意義を持ち、特定の宗教に対する援助や助長になる行為。職員による焼香も自治体主催による合同供養も、憲法が禁じている『宗教的活動』には当たらず、焼香まで自粛するのは一種の過剰反応』と、新聞紙上でコメントをしておられる¹⁶⁾。

②次に、政教分離の「政策的緩和」という問題について考えてみよう。つまり、国家の政策として、「宗教一般に対する便益の供与」を行い、個人の信教の自由を積極的に保障ないし促進するということは考えられないであろうか。この点、厳格分離説は宗教法人に対する免税や宗教的文化財への補助金の支出、あるいは宗教系私立学校への助成などをいずれも合憲としてきた。そして、その理由としては、平等原則や私学の振興などをあげ、さらにそれらの便益供与が宗教団体に対する助成自体を目的とするものでないことも合憲の根拠

とされてきた。

つまり、実質的には宗教団体に対する便益供与となっている場合であっても、他に合理的理由が存し、宗教団体への便益供与自体が目的とされていない限りは、「厳格分離」の「名」とは裏腹に、政教分離をかなり緩やかに解してきたように思われる。とすれば、憲法は宗教を尊重し、宗教の社会的役割を積極的に評価しているわけだから、特定の宗教団体に対する援助ではなく、あくまで宗教一般に対する便益供与にとどまる限り、これを積極的に評価しても良いのではなかろうか。

具体的な例として、かつて、国公立の病院や老人ホーム等において、患者や老人たちの希望に応じ、宗教家を派遣したり、あるいは施設内に仏壇・神棚・神殿等を設置してもよいのではないかと提言したことがある。これを、今回の大震災に当てはめれば、例えば、被災者たちの避難所や仮設住宅に、本人の希望に基づいて、神仏基等の簡単な宗教施設を配布したとしても、別に問題はないと思われる。

この点、本日の報告者である玄侑宗久氏も、国の復興構想会議が決定した提言の中で、冒頭の7原則の第1に「追悼と鎮魂」を入れたことを紹介され、「特定の宗教や宗派を支援するわけではなく、被災にあったすべての施設に対して援助をしてほしい」と申し入れた旨紹介しておられるが¹⁷⁾、まさに至当ではなかろうか。

3、被災者の心のケアをめぐる

「被災者の心のケア」という問題を考えた際に、真先に思い出したのが、アルフォス・デーケン教授の言葉であった。デーケン教授は、終末期医療すなわち「ターミナルケア」について次のようなことを述べておられる。終末期医療において、患者には「身体的痛み」や「心の痛み」さらに「魂の痛み」が存在する。このうち、「身体的な痛み」に対しては「医者」が、「心の痛み」に対しては精神的・心理的治療が必要であるが、「魂の痛み」に対しては「宗教者」しか対応できないと¹⁸⁾。したがって、先に述べたように、希望者がいる場合、仮設住宅等に簡単な宗教施設を配布したりするだけでなく、希望に応じて、各

宗教・各宗派の宗教家を派遣したりすることも、宗教一般に対する便益供与の一つとして、認められても良いのではなからうか。

ここで着目すべきは、「チャプレン」であろう。チャプレンとは、「一般的には、病院・福祉施設・学校・軍隊・警察・消防・刑務所などにおいて、スピリチュアルケアや宗教的ケアをする宗教者（聖職者・信者）のことを指す。」ちなみに、これに類似したものとして、仏教では「ビハーラ僧」（仏教チャプレン）がいるが、「その特徴は、布教伝道を目的とせず、自分の教団の信者であるか否かを問わずにケアの対象としていること、つまり宗教者でありながら宗教・教派・宗派の違いを超えて、通常の宗教活動の枠外で活動する宗教者である点にある」といわれる¹⁹⁾。災害時においても、欧米ではチャプレンが活躍しているという。

宗教家による「スピリチュアルケア」の一つとして、「災害時のスピリチュアルケア」がある。これは災害時において、「個人と社会に共にいて祈ることによって、スピリチュアルな意味と安らぎを求める人々の痛切な思いに対応する」ものである。具体的には、「危機的な混沌の中に踏みとどまり、祈り、(死亡が判明した時など) 最悪の時を共に過ごし、静かに神と共にいて安らぎを体験できる聖なる場所を提供すること」である²⁰⁾。

また、「グリーフケア」（深い悲嘆に対するケア）とは、「喪失体験により悲嘆を抱えた人たちのためのケアであり、医療・福祉・心理・法律・宗教などさまざまな専門家の支援が必要である²¹⁾。」ここでも宗教家の果たす役割は大きいと言えるであろう。

具体的な例として、昨年3月には、仙台仏教会、仙台キリスト教連合会、宮城県宗教学法人連絡協議会が協力して、「心の相談室」が設立され、4月4日から仙台市の火葬場（葛岡斎場）での活動を行っている。キリスト教、仏教、神社本庁の相談員が待機し、その後天理教、立正佼成会の相談員も加わっている。そして、5月からは、宗教者の他に、医療者、グリーフケアの専門家、宗教学者が加わり、その発展的展開として生まれたのが新生「心の相談室」であった²²⁾。事務局は東北大学文学部宗教学研究室に置かれている。

東日本大震災では、多くの被災者が宗教的ケアを必要とし、被災地に入った

宗教者が、自らの宗教・宗派を超えてケアすべき状況が生まれた。例えば、曹洞宗の檀家のために浄土真宗の僧侶が読経するような場面も生じ、「布教せずに相手の信仰に適切に寄り添う宗教者」が必要とされるようになったという。

そこで今年の4月、「臨床宗教師」という専門家の養成講座が東北大学に開設された。臨床宗教家とは、特定の宗教・宗派の宗教者でありながら、自分の立場を超え、様々な信仰をもつ人々の宗教的ニーズに応じて「救い」をもたらす専門職のことである。つまり、チャプレンの日本版である。この講座の研修には、仏教、神道、キリスト教、イスラム教など10数人の宗教者が参加しており、被災地行脚、グリーフ（悲嘆）ケア、宗教間対話などのプログラムもある²³⁾。「実践宗教学寄附講座」主任の鈴木岩弓・東北大学教授は「一瞬にして親しい人を失ったり自己の死を見つめさせられた人々に対して、十分な救済の光を提示できるのは、あの世のメッセンジャーとしての宗教者においてはあり得ない。」そして「宗教の違いを超えた形で宗教者が関わる心のケアのあり方を模索したい」と語っておられる²⁴⁾。

おわりに

以上、犠牲者の葬送・追悼・慰霊と政教分離の関係について、従来あまり論じられなかった視点から問題の提起を行い、被災者の心のケアについても、多少の考察を行ってきた。

今回の東日本大震災は多くの犠牲者を出したが、他方で、宗教の持つ意味や役割が改めて見直されることになった。となれば、「政教分離」の在り方についても、従来とは異なる新たな視点から論じてみる必要があるはずである。本報告が、そのために多少なりとも寄与することがあれば、幸いである。

注

- 1) 大原康男「問題視されない政教関係事象」『国学院大学日本文化研究所報』No.205（平成10年11月25日）3頁～4頁。
- 2) 同「続々・問題視されない政教関係事象」『国学院大学日本文化研究所報』No.227（平成14年7月25日）3頁～4頁。

- 3) 『新・実例に学ぶ「政教分離」』216頁～217頁。
- 4) 同。
- 5) 「震災犠牲者供養や公有地の宗教施設で政教分離行政の破綻!？」『寺門興隆』2011年11月号、12頁～16頁。谷山洋三「災害時のチャプレンの動き」『宗教法』86巻2輯、2012年、157頁以下、藤山みどり「宗教者の震災支援を阻む政教分離の壁」宗教情報センター、2011年5月22日、等。
- 6) 前掲「震災犠牲者供養や公有地の宗教施設で政教分離行政の破綻!？」14頁～15頁。
- 7) 谷山洋三「災害時のチャプレンの動き」『宗教研究』86巻2輯、2012年、162頁～163頁。
- 8) 『伊勢新聞』平成23年5月15日。
- 9) 前掲「震災犠牲者供養や公有地の宗教施設で政教分離行政の破綻!？」12頁～15頁。
- 10) 谷山、前掲論文、162頁。
- 11) 拙稿「戦後日本の政教分離」『日本の宗教と政治』国学院大学日本文化研究所編、平成13年、244頁～247頁。
- 12) Marsh v. Chambers, 463 U.S. 783 (1983).
- 13) 拙著『政教分離とは何か』平成9年、82頁～83頁。
- 14) 同、88頁～90頁。
- 15) 最判平成5.10.28。
- 16) 前掲『伊勢新聞』
- 17) 玄侑宗久「大震災 国家主催で『追悼と鎮魂』を」『Voice』2011年11月号、165頁。
- 18) A. デーケン「死への準備教育」『サンケイ新聞』昭和62年8月12日。同「死への準備教育」医療と宗教を考える会編『いのちの終末——死の準備と希望——』1988年、17頁。
- 19) 谷山、前掲論文、157頁～158頁。
- 20) 谷山、前掲論文、159頁。
- 21) 谷山、前掲論文、161頁。
- 22) 谷山、前掲論文、164頁。
- 23) 『東北大学実践宗教学寄付講座ニュースレター』第1号、2012年9月1日。
- 24) 藤山みどり『『臨床宗教師』の可能性を社会のニーズから探る～『臨床宗教師』をめぐる考察 前篇』宗教情報センター、2012年6月1日、2頁。